

知的障害児者・自閉症児者のための

生活サポート総合補償制度

普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

保護者の皆様へ

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

当協会は、助け合うという互助の精神を柱に、知的障害児者・自閉症児者の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。ぜひこの機会にご入会をご検討頂ければ幸いです。



2018年 おすすめプランの主な特長

(補償プランB掛金23,000円の場合)

- ❶ 病気・ケガの入院給付金が1泊2日以上入院から補償
- ❷ 高額賠償事故に備え、個人賠償を最高3億円まで補償
- ❸ ケガの場合の補償が入院保険金が5,000円、通院保険金が3,000円

おすすめプラン

例えばこんな時にお役に立ちます	入院2日目から補償プランBの場合	入院4日目から補償プランAの場合
入院した時の補償 入院給付金 健康診断でガンが見つかり、抗がん剤治療を行った。6日間の入院を伴う治療を4回行った。	お支払保険金の例 ①付添介護保険金 8,000円×5日=40,000円 ②差額ベッド費用 3,000円×5日=15,000円 ③入院諸費用 1,000円×5日=5,000円 ④入院一時金(1入院) 6,000円 ①~④計 66,000円 お支払保険金合計 264,000円(4回分)	お支払保険金の例 ①付添介護保険金 8,000円×3日=24,000円 ②差額ベッド費用 3,000円×3日=9,000円 ③入院諸費用 1,000円×3日=3,000円 ④入院一時金(1入院) 5,000円 ①~④計 41,000円 お支払保険金合計 164,000円(4回分)
与えた時の補償 個人賠償責任保険金 自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。 1億3,000万円の賠償。	1億3,000万円の支払い	1億円の支払い (超過する3,000万円は自己負担)

事務局

(加入依頼書等送付先)

静岡県知的障害児者生活サポート協会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号
静岡県総合社会福祉会館内

TEL:054-260-6713 FAX:054-254-6396

担当代理店・扱者

ジェイアイシーセントラル(株)静岡営業所
〒422-8008 静岡市駿河区栗原6-25 静鉄栗原ビル5F
TEL:0120-758-625(お問い合わせ専用ダイヤル)

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社

(2018年1月1日以降)
AIU損害保険株式会社 http://www.aiu.co.jp
AIG損害保険株式会社 http://www.aig.co.jp/sonpo/

静岡営業支店
〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町20番1号 富士火災静岡ビル5階

TEL:054-686-1150

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

(D-002809 2019-03)

AIU損害保険と富士火災海上保険は、関係当局の認可等を前提として、2018年1月1日に合併による経営統合を行い、「AIG損害保険」になります。

「生活サポート総合補償制度」の主な特長



- * ご加入に際して**健康診断**や、**医師の診察**は**必要ありません**。
- * **ケガ**や**病気**による**入院**が補償の対象となります。
- * 入院給付金は、**既往症**や**てんかん発作**による入院をはじめ、治療のための**検査入院**でも補償の対象となります。

ご希望に応じて
2つのプランから
お選びいただけます。

入院給付金(①②③)の補償開始について	入院期間					30日目
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
入院2日目から補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!				
入院4日目から補償プランA	補償しません			4日目から補償開始!!		

補償内容	補償項目	1泊2日以上の入院		3泊4日以上入院	
		おすすめプラン 入院2日目から補償プランB	入院4日目から補償プランA	入院2日目から補償プランB	入院4日目から補償プランA
入院給付金 (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含みます。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 <ご注意> ・①付添介護保険金は被保険者に必要となる付添または介助が対象となります。お見舞い等は対象となりません。 ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独でのご請求はできません。	①付添介護保険金 (傷害疾病付添介護保険金) 付添介護を受けた日1日につき ②差額ベッド費用 (傷害疾病入院時料差額費用保険金) 差額ベッド代が生じた日1日につき ③入院諸費用 (傷害疾病入院諸費用保険金) 入院1日につき ④入院一時金 (傷害疾病入院一時金) 1入院につき	それぞれ補償期間中30日限度	8,000円	8,000円	8,000円
	⑤個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	3億円	1億円	3億円	1億円
	⑥死亡保険金	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
	⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	4,000~100,000円	4,000~100,000円	4,000~100,000円	4,000~100,000円
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 <ご注意> ・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかん性の発作に直接起因するケガは補償の対象となりません。 ・⑧入院保険金は「入院給付金」①②③④と重複してお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度)	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
	⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度)	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円
	⑩手術保険金 1事故につき1回 事故の日からその日を含め180日以内に受けた所定の手術で1事故につき1回の手術に限ります。	50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外)	30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外)	50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外)	30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外)
病気で死亡したときの補償 被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族の方が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	⑪葬祭費用保険金 (疾病葬祭費用保険金) 支払限度額	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
地震などによる傷害(ケガ)の補償 被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑥死亡保険金、⑦後遺障害保険金、⑧入院保険金、⑨通院保険金、⑩手術保険金が補償の対象となります。	⑫地震・噴火・津波補償	補償されます	補償されます	補償されます	補償されます
掛金(1年間)		23,000円	17,000円	23,000円	17,000円

※1 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」に該当する方がいない場合には、保険金をお支払い出来ません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2 他人の物でも、預かたり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

●掛金には会費(制度運営費)が含まれています。
 ●以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償 等】